



長崎市消費者センター

長崎市消費者を守るネット通信(第99号)

配信日 平成27年9月2日

代金引換を分割払いに利用する訪問販売に注意！

〈事例〉

「布団の状況を点検に来ます」と電話があった後、業者が家にやってきて「あなたが持っているのはいい布団だが、この地域は湿気が多い」と言われ、竹炭で出来た除湿剤を契約した。購入した人は布団のクリーニングを、10年間無料で何度も受けられるとの説明だった。しばらくたった後、前の除湿剤が使えなくなっていると再び勧誘を受けて別の除湿剤も契約し、合計金額は33万円になった。33万円は分割払いをすることになったが、口座引き落としやクレジット、金融機関などでの支払いではなく、毎月5~6万円の代金引換で布団カバー1枚が届き宅配業者に支払うという方法だった。これまで6万円を3回、5万円を3回支払った。

〈消費者センターからのアドバイス〉

- 点検と称して訪問し、その後高額な別の契約を結ぶ点検商法という手口です。さらに最近では事例のように、訪問販売で除湿剤などの契約を結んだ後、数回にわたり敷布団や布団カバーなど適当な品物を高額な代金引換配達で送り、実質分割払いの形で代金を回収しようとする手口が見られます。
- 勧誘を受けても、その場での契約は避け、本当に必要かよく考えましょう。
- 訪問販売での契約は8日以内であればクーリング・オフ（無条件解約）ができます。クーリング・オフ期間を過ぎていても、契約の状況によっては取消が可能な場合もありますので、諦めずにご相談ください。また、勧誘時に強引に迫ってくるなど恐怖を感じる事があれば、すぐに警察に通報してください。
- 特に高齢者が狙われやすい手口です。「見慣れない商品や契約書がないか」「見知らぬ人物が出入りしていないか」など周囲の方の見守りをお願いします。

※おかしいなと思ったときは、すぐに消費者センターにご相談ください。

長崎市消費者センター（長崎市築町3番18号 メルカつきまち4階）

相談専用電話 **095-829-1234**

[相談受付時間] 平日(火曜日~金曜日)…午前10時~午後5時

土曜日、日曜日、祝日 …午前10時~午後5時

※月曜日は休業日です(月曜日が祝日のときは開館し翌平日が休業です)